

## 第2章「京都府地球温暖化対策推進計画」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン」の改正について

### 1 京都府地球温暖化対策推進計画

#### (1) 改定の趣旨

府では、平成17（2005）年12月に京都府地球温暖化対策条例（以下、「対策条例」という。）を制定し、同条例で定める温室効果ガスの削減目標の達成に向けた方策を明らかにするための計画（京都府地球温暖化対策推進計画）を策定し、持続可能な社会の創造に向けて、総合的な施策に取り組んできました。

令和2（2020）年12月には、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、対策条例の改正を行い、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定するとともに、その目標達成に向けた方策を示した新たな京都府地球温暖化対策推進計画を策定しました。

本計画では、国の法整備やその基幹となる制度・施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策についても盛り込むとともに、府民、企業、地域、NPOなど多様な主体の協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進することとしています。

#### (2) 計画の目標

本計画では、京都府環境基本計画で掲げる令和32（2050）年頃の京都府の将来像「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標としています。

温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを求めるのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。

この将来像の実現に向けて、また、京都の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、これからの10年の取組が重要です。

##### <緩和策>

令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を40%以上削減（平成25（2013）年度比）することを当面の目標とし、前計画で中長期目標とした平成2（1990）年度比40%削減相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

**【長期的な目標】2050年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ**  
**【当面の目標】2030年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減（基準年度：2013年度）**

##### <適応策>

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動の影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進する。

図 1-2-1 2050年頃の京都府の将来像

**2050年頃の京都府の将来像**

※京都府環境基本計画

**京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会**

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

**2030年までの施策の基本的な考え方**

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

**2030年度 温室効果ガス排出量削減目標**

当面の目標

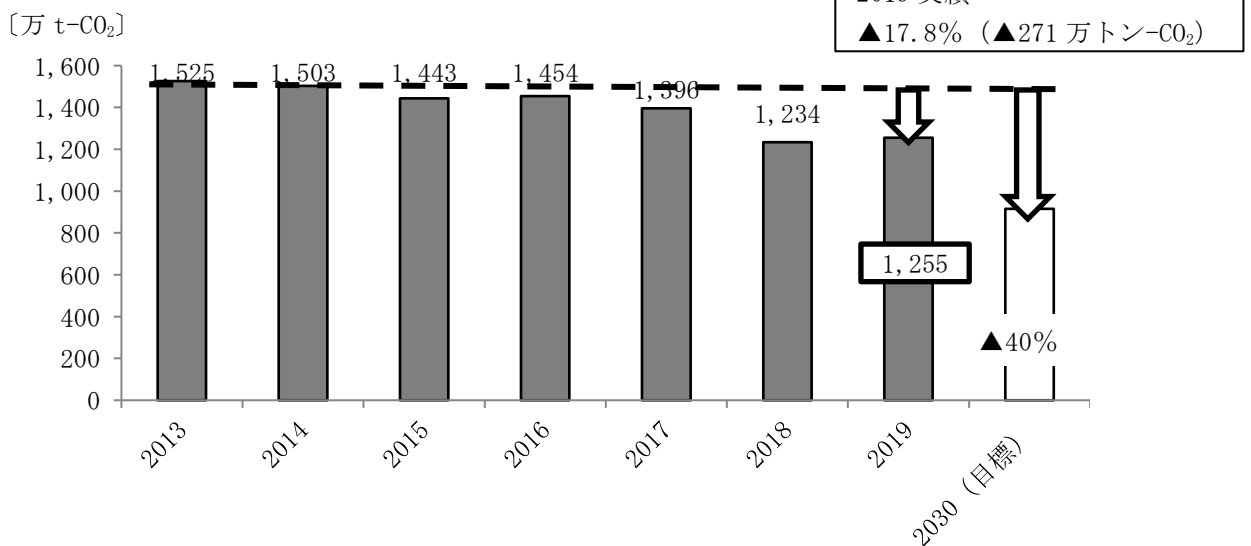
2030年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減

(基準年度：2013年度)

(3) 府内の温室効果ガス排出量

令和12年（2030年度）の削減目標（平成25（2013）年度比40%以上削減）の達成に向けて、さらなる温室効果ガス削減のための取組を進める必要があります。

図 1-2-2 温室効果ガスの総排出量の推移



(4) 温室効果ガスの排出と削減する緩和策の推進

<主な分野における取組例>

ア 家庭における脱炭素なライフスタイルへの転換や機器・住宅の環境性能の向上に向けた取組を推進します。

(取組例)

- ・ 購買者への省エネ性能説明など、販売者とも連携した取組の実施
- ・ 宅配便の受取方法の更なる多様化の促進
- ・ スマートエコハウス融資の実施
- ・ 各家庭が再生可能エネルギー電気を調達しやすい仕組みの提供

イ 建築物における省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進します。

(取組例)

- ・ 一定規模以上の建築物に対する再生可能エネルギーの導入拡大
- ・ 健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及促進
- ・ 災害時のエネルギー確保等にもつながる **ZEB\***、**ZEH\*** の普及促進
- ・ 京都府内産木材の利用の促進

ウ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出や地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に向けた取組を推進します。

(取組例)

- ・ 初期投資ゼロモデル等、多様化する導入形態を踏まえた再生可能エネルギー導入への支援
- ・ 府民・府内企業が再生可能エネルギー電力を調達しやすい仕組みづくり
- ・ 地域共生・環境調和を図り、地域活性化にも資する再生可能エネルギー導入の促進

#### (5) 気候変動の影響への適応策の推進

気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むため、令和3(2021)年7月、京都府・京都市・総合地球環境学研究所が連携して、京都気候変動適応センターを設置しました。(詳細はニュースフラッシュP10参照)

#### (6) 計画の推進体制

府における地球温暖化対策(緩和策及び適応策)を総合的かつ計画的に推進するため、各部局で構成する「京都府地球温暖化対策推進本部」(本部長:知事)により、庁内各課との連携および調整を図りながら、本計画を推進します。

国、市町村、関西広域連合、京都府地球温暖化防止活動推進センター、事業者団体など関係機関とも連携を図りながら、取組を推進します。

本計画は、本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととします。

## 2 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン

### (1) 改正の趣旨

府は、**再生可能エネルギー\***の導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成27(2015)年7月に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定、また、同年12月には、同条例に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するための計画(再生可能エネルギーの導入等促進プラン)を策定し、令和2(2020)年度までに府内の総電力需要量の12%を地域独自の再生可能エネルギーでまかなうことを目標に設定し、目標達成に向け、府内の省エネによる電力需要量の削減と再生可能エネルギーの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んできました。

国においては、「第5次エネルギー基本計画(平成30(2018)年7月閣議決定)」において、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことを明確に打ち出し、「強靱かつ持続可能な電気供

給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の成立、非効率石炭火力発電所のフェードアウトに向けた動きに加え、頻発する自然災害を踏まえたエネルギーの自立的確保への国民の関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活・ビジネススタイルの変化に伴うエネルギー需給の変化など、再生可能エネルギーを取り巻く状況は、大きく変化しました。

府においては、令和2（2020）年2月の「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」宣言も踏まえ、令和2（2020）年度に、温室効果ガス排出量削減目標の見直しを含む「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を改正しました。

本プランは、こうした再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえ、令和12（2030）年度までの10年を重要な変革の時期と捉え、本プランの計画期間である令和7（2025）年度までに、京都ならではの豊かな力（ポテンシャル）を活かし、再生可能エネルギーの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出するための新たなプランとして策定したものです。

## (2) プランの目標

本プランは、「京都府地球温暖化対策推進計画」と同様に「京都府環境基本計画」で掲げる令和32（2050）年頃の京都府の将来像「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和12（2030）年度の本府の目指す再生可能エネルギー社会の将来像、導入量等の目標、施策の基本方針などを明らかにしつつ、令和7（2025）年度までの5年間に取り組む具体的な施策を定めました。

本プランの目標指標として、府内の再生可能エネルギーの導入量の増大、府内の再生可能エネルギーの需要増大及び省エネによる電力需要の減少により脱炭素化を推進するために、「目標①：府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合」を設定するとともに、再生可能エネルギーの需要増大と省エネによる電力需要の減少の視点から、「目標②：府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合」も新たに設定し、以下のとおり目標値を設定しました。

表2-1-1 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン目標値

目標指標	2019年度 (実績)	2025年度 (目標値)	2030年度 (目標値)
① 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー <u>発電</u> 電力量の割合	10.5%	15%	25%
② 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力 <u>使用</u> 量の割合	19.7%	25%	35%

## (3) 目標達成に向けた施策

施策の推進にあたっては、SDGs\*の考え方に基づき、再生可能エネルギーの導入・利用が標準となり、環境・経済・社会が好循環するための価値観・仕組みの浸透を目指して、国の政策とも連携の上、4つの観点から目標達成に向けた施策を推進します。

### ア 再生可能エネルギーの導入加速

太陽光発電設備等の一層の導入拡大に加え、周辺環境にも配慮しながら、高い導入ポテンシャルにもかかわらず導入の進んでいない風力発電や、地域の活性化や災害時の活用の観点からも重要となる地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス発電の導入を支援します。

(取組例)

- ・初期投資ゼロモデルの普及促進（事業者と府民のマッチング支援、補助金制度）
- ・耕作放棄地への太陽光発電設備の導入や農業振興につながるソーラーシェアリングの推進
- ・生活環境・自然環境・景観保全に配慮したウィンドファームの導入の推進

イ 再生可能エネルギーの需要創出

企業・府民の再生可能エネルギーの調達を促すための意識醸成や、再生可能エネルギーの調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、府も率先的に再生可能エネルギー利用を実践します。

(取組例)

- ・再生可能エネルギーを率先利用する企業の評価制度等の創設
- ・小規模事業所や府民による共同購入の仕組みの提供
- ・府庁舎や府イベント等における再生可能エネルギー電気の購入を通じた啓発

ウ 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

再生可能エネルギーを巡る地域の問題（景観・災害等）が一部で顕在化する中、地域から信頼され、再生可能エネルギーを活用した地域共生の前提となる安全性確保など、地域にとって安心・安全な長期安定的な事業運営に資する取組を推進します。

(取組例)

- ・太陽光発電・風力発電事業における地域住民との信頼関係の構築（適切な情報共有など）や環境調和を促す取組
- ・地域の再生可能エネルギーと**電気自動車\***等を活用した災害に強いまちづくりの構築
- ・府内における太陽光パネルの脱炭素型資源循環システムのプラットフォーム構築

エ 2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成

「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向け、2030年以降の再生可能エネルギーの導入・利用の加速化につながる下地を創ることも重要です。そのため、2030年までに、再生可能エネルギーの導入・利用が標準となる新たなライフスタイル・ビジネススタイルの定着を促す意識変革、イノベーションの創出・普及、担い手育成（環境教育等）を実施します。

(取組例)

- ・スマート社会の実現に資する府内中小企業等の技術開発・実証事業等の支援
- ・地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大と地域課題解決に資する実証
- ・地域の再生可能エネルギー施設や地域の拠点を活用した次代を担う子どもたちへの環境教育の推進

(4) プランの実施体制・進行管理

プランの実施にあたっては、国、市町村、府民、事業者などの多様な主体、庁内各課との連携及び調整を図りながら、取組を促進します。

また、京都府地球温暖化対策推進本部において、プランの進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を外部有識者等による委員会で検証し、徹底したPDCAサイクルにより、進行管理を実施することとします。